



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 日 本 バ イ リ ー ン 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 吉 田 俊 雄
(コード番号 3514 東証第一部)
問合せ先 総務部長 神 澤 敏 文
(TEL.03-4546-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の当社第69回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の第 27 条(社外取締役との責任限定契約)および第 36 条(社外監査役との責任限定契約)の一部を変更するものであります。なお、第 27 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日
平成 27 年 6 月 26 日(金曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日
平成 27 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

＜定款変更の内容＞

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第26条 (略) (<u>社外</u>取締役との責任限定契約) 第27条 当社は<u>社外</u>取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計とする。 第28条～第35条 (略) (<u>社外</u>監査役との責任限定契約) 第36条 当社は<u>社外</u>監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計とする。 第37条～第43条 (略)	第1条～第26条 (現行どおり) (取締役との責任限定契約) 第27条 当社は取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く</u>)との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計とする。 第28条～第35条 (現行どおり) (監査役との責任限定契約) 第36条 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計とする。 第37条～第43条 (現行どおり)